

市議会 6 月定例会 行政報告（6 月 8 日）

市議会 6 月定例会にあたり行政報告いたします。

落谷虹児パリ展の開催支援について

初めに、^{ふきやこうじ}落谷虹児パリ展の開催支援についてであります。

このことにつきましては、本年 2 月定例会の最終日において、パリ展の開催支援については、平成 27 年度予算予備費による対応をお願いさせていただいたところであります。

^{ふきやこうじ}落谷虹児がパリ留学して 90 年を記念し、^{ふきやたつお}ご子息である落谷龍夫氏を中心とする実行委員会から共催の要請をいただき、展示作品の大半が当市で所蔵するものであったことから、作品の輸送経費、保険料、額装費などの支援を行ったところでございます。

これにあわせて、現在フランスでは和食や日本酒が人気となっていることから、市内 4 ^{さかぐら}酒蔵のピーアールも兼ねて、オープニングレセプションの場で日本酒を提供し、大変ご好評をいただいたところであります。

また、私自身もオープニングレセプションへの出席要請をいただいたことから、当市ピーアールの絶好の機会と捉え、5 月 11 日から 5 月 15 日までの日程でフランスパリを訪問させていただきました。

訪問中はレセプションへの出席をはじめ、自治体の国際交流支援を行う、一般財団法人自治体国際化協会パリ支局長との面談や関係者と懇談機会を設け、フランスでの物産振興やインバウンド誘客の可能性などについて意見交換を行ってまいりました。

^{ふきやこうじ}パリ落谷虹児展は、5 月 12 日から 30 日までパリ日本文化会

館において開催され、連日、入場制限をするほど、多くの方が来場されたとお聞きしておりますし、初日のレセプションでは、鈴木駐仏日本大使をはじめ、美術関係者など百名を超えるご来場があり、フランス新潟県人会の皆様や新発田市出身者にもお越しいただき、フランスにおいても当市の応援団が多数おられることを心強く感じたところであります。

落谷虹児^{ふきやこうじ}作品は、これまでフランスにおいては、知名度の低いものでありましたが、洗練された構図^{せいさい}や精細な作風が高評価を受けて、また、フランスでも一大ブームとなっている日本アニメの原点であると注目をいただいたことから、今般のパリ展を通じて世界中に発信できるものと期待しているところであります。

今後は、パリ展での成功を踏まえ、落谷虹児^{ふきやこうじ}記念館において「パリ凱旋展^{がいせんてん}」を開催し、市内外はもとより、世界各国から観光客や観覧者にお越しいただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

特別障害者手当にかかる不適正な事務処理について

次に、特別障害者手当にかかる不適正な事務処理についてご報告とお詫びを申し上げます。

このたびの事案については、既に新聞報道や市のホームページで公表をさせていただいたところでありますが、特別障害者手当は、20歳以上の在宅の方で精神又は身体に著しい重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要としている方に支給しております。この手当の平成22年度から平成25年度にか

けての支給におきまして、未払いや過払いなどの不適正な事務処理を行っていたことが判明しました。その後、この間に届出のあった申請書等の関係書類と受給者への支払実績を全て照らし合わせ、他にも不適正な事務処理があったかについて調査を行いました。

その結果、現在、未払いとなっている受給者が32名、過払いとなっている受給者が36名、併せて68名の方の特別障害者手当において不適正な事務処理があったことを確認いたしました。

市政の円滑な運営は、市民の皆様の信頼のうえに成り立っているものであり、これまで積み重ねてきた市民の皆様との信頼関係を損なうこととして、誠に遺憾であり、市民の皆様に多大なご迷惑をお掛けしましたことに、深くお詫び申し上げます。

未払い及び過払いとなっている手当の支給及び返還については、個別に事情説明を行いお詫び申し上げるとともに、必要な手続きを進め丁寧に対応してまいりたいと考えております。

また、既に、業務手順の見直しを行うと共に、現在、原因等の分析を行うため、当時の事務に関わった職員への聞き取り調査を進めております。

今回の事案内容を十分に検証し、再びこのようなことが起こることのないよう更なる業務手順の見直しなど、チェック機能の強化を図るとともに、全庁を挙げて市民の皆様の信頼を取り戻せるよう努めてまいります。

新発田市、胎内市、聖籠町における定住自立圏構想の推進について

次に、新発田市、胎内市、聖籠町における定住自立圏構想の推進についてご報告いたします。

定住自立圏構想は、人口減少や少子高齢化の急速な進行が見込まれる中、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止め、地方圏への人の流れを創出することを目的として、国が平成20年度に制定した制度であります。

この制度は、「人口5万人程度以上」など一定の要件を満たす「中心市」と、この「中心市」と近接し、経済、社会、文化または住民生活等^{とう}において密接な関係を有する「近隣市町村」が、連携する具体的事項等^{とう}について協定を締結して圏域を構成するものであります。

「中心市」の都市機能と、「近隣市町村」の環境、歴史、文化など、それぞれの持ち味を活かすことで、「定住」のための暮らしに必要な諸機能を総体として持ち合わせた、魅力あふれる地域を形成していくことを目指すものであり、事業推進には国の財政支援がなされるものであります。

当市におきましても、近接し、通勤や通学をはじめとした交流人口割合が大きく、また、現在も観光イベントをはじめ、多くの事業を連携して実施している胎内市、聖籠町と、本制度を活用して、更に有益な連携の形を模索する中で、魅力的な圏域を形成することが、圏域の活性化と定住人口の増加につながるものと考え、本制度の取り組みについて、胎内市長及び聖籠町長に協議をし、ご快諾いただいたところであります。

今後は、時限措置であります本年9月30日までに、本市が圏域で中心的な役割を果たす意思の表明であります「中心市宣言」をし、平成28年度中の連携協定の締結及び共生ビジョンの策定に向け、3市町で準備を進めたいと考えております。

以上で、行政報告を終わります。